専決処分の報告について

秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び秦野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年12月23日提出

秦野市長 高 橋 昌 和





専 決 処 分 書

秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び秦野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月16日

秦野市長 高 橋 昌 ラ



理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、 条例で引用する同法に、名称の変更及び条項の移動が生じたため、改正する。 秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及 び秦野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

(秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 第1条 秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成
 - 17年秦野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

(秦野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 秦野市行政不服審査法施行条例(平成28年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「同項」を「同項本文」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第22号 秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び秦野市行政不服審査法施行条例の一部を改正する 条例新旧対照表

IΗ

秦野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関 する法律(平成14年法律第151号)の趣旨にのっとり、本 市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法により行うことができるようにするための共通的な事項その 他必要な事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図る とともに、本市の行政運営の簡素化及び効率化に資することを 目的とする。

新

(目的)

第1条 この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律(平成14年法律第151号)の趣旨にのっと り、本市の機関に係る申請、届出その他の手続等について、電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により行うことができるようにするための共通的な事 項その他必要な事項を定めることにより、市民の利便性の向上 を図るとともに、本市の行政運営の簡素化及び効率化に資する ことを目的とする。

秦野市行政不服審査法施行条例の一部改正

(交付の方法)

の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法により行うも のとする。

 $(1) \cdot (2)$ (略) (交付の方法)

第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 第15条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項 の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法により行うも のとする。

> $(1) \cdot (2)$ (略)

(3) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成 14年法律第151号) <u>第7条第1項</u>の規定により<u>同項本文</u> に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 (3) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第4条第1項</u>の規定により<u>同</u> 項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

附則

この条例は、公布の日から施行する。